

京都府バイオマス活用推進計画

所管課：農産課

根拠となる法律：バイオマス活用推進基本法

(平成24年度～)

趣旨

「地域の活性化」を基本に、「産業の育成」「地球温暖化の防止」「循環型社会づくり」を実現するため、市町村や地域の取組の指針とします。

基本方針と目標

○ バイオマス利用推進の基本方針

- ◆ バイオマスが生活に根付いた「持続可能な低炭素社会」や、「製品やエネルギーを地産地消する社会」、「発生から利用まで環としてつながった社会」、「新たな産業や雇用が生まれる社会」を目指します。
- ◆ 市町村をはじめ府民、関係者等が連携・協働し、バイオマスの供給側と利用側をつなぐ取組を進めます。
- ◆ これまで廃棄処理されていたり、放置され利用されていないバイオマスの有効活用を目指します。

○ 計画で対象とするバイオマスの利用の現状と目標

	バイオマス名	現状 (平成22年度)	目標 (平成33年度)	備考(主な利用内容)
		利用率	利用率	
廃棄物系	食品加工残さ	83%	97%	たい肥、飼料
	生ごみ	85%	91%	たい肥、飼料、メタン、発電、温水
	廃食用油	28%	35%	バイオディーゼル燃料(BDF)
	下水汚泥	35%	61%	エネルギー、たい肥、建設資材
	家畜排せつ物	100%	100%	たい肥、エネルギー
	建設廃材	85%	91%	合板材料、ボイラー等燃料
	製材工場廃材	96%	96%	小物製材、オガライト等、燃料、家畜飼料等
未利用	糶がら	69%	72%	たい肥、マルチ
	林地残材	—	35%	木質新素材、発電、ペレット燃料等
	竹	11%	29%	バイオプラスチック、竹パウダー、発電

目標達成のための取組

○ 計画

- ◆ 年度当初の「バイオマス活用庁内連絡会議」で、具体的な取組内容、活用事業、実施地区などを盛り込んだ「バイオマス活用年次計画」を作成します。

○ 実施

- ◆ 地域での取組を促進するため、市町村のバイオマス活用推進計画等の策定支援や現地研究会の開催を行います。
- ◆ バイオマス版環境家計簿を市町村等に提供し、バイオマスを利用する意義の見える化を図り、地域でのバイオマス利用を推進します。
- ◆ 大学、研究機関、市町村などと情報交換しながら、バイオマス活用の具体的な取組を進めます。

○ 検証・評価

- ◆ 年度末に、バイオマス活用庁内連絡会議で1年間の取組を検証し、「バイオマス活用年次実績」を作成します。

○ 措置・改善

- ◆ 検証・評価に基づき、次年度の具体的な取組や目標を設定します。